

# 小美玉市高度処理型浄化槽 設置費補助金交付事業

平成30年4月～



平成30年度版

小美玉市役所 都市建設部 下水道課

小美玉市小川4-1-1  
0299-48-1111  
内線 2125・2126

## 1. 事業の概要

この事業は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、高度処理型浄化槽を設置する方を対象に設置費用の一部を補助金として交付するものです。

## 2. 補助対象

小美玉市内の公共下水道事業認可区域及び、農業集落排水処理施設の整備区域（ただし、概ね7年以上整備が見込まれない地域を除く）を除いた地域が事業対象地域となります。

補助の対象機種となるのは、環境配慮型の高度処理合併浄化槽です。

※対象機種一覧にてご確認ください。

## 3. 補助内容

補助額は、人槽に合わせた一律のではなく「新築」と「転換」に分けて補助いたします。

(1) 浄化槽の新設または転換（入替え）に要する費用

「新築」 建築確認の伴うもの

「転換」 汲み取り・単独浄化槽・浄化槽からの入替え

※ただし、建築確認を伴うものは「新築」になります。

(2) (1) の転換（入替え）に合わせて行う単独処理浄化槽の撤去工事に要する費用

(3) 設置費が補助基準に達しないものは、その額が補助額になります。

区分	人槽	新築	転換	建築物の用途
窒素又は、りん除去能力を有する高度処理型の浄化槽（N型）	5人槽		645千円	専用住宅及び店舗等併用住宅（住宅部分が総床面積の二分の一以上であること）
	7人槽		772千円	
	10人槽		959千円	
窒素及び、りん除去能力を有する高度処理型の浄化槽（NP型）	5人槽	987千円	1,099千円	
	7人槽	1,347千円	1,475千円	
	10人槽	1,891千円	2,063千円	
単独処理浄化槽の撤去			90千円	

### ■注意事項

浄化槽の人槽は、住んでいる家族の人数ではなく、原則として建物の延べ床面積により決定されます。

- ・延べ床面積が、140m<sup>2</sup> 以下の場合は、5人槽
- ・延べ床面積が、140m<sup>2</sup> 超の場合は、7人槽
- ・二世帯で、台所と浴室が各2つある場合は、10人槽

## 4. 補助対象とならないもの

1. 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請または浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに補助対象浄化槽を設置する者
2. 販売及び賃貸の目的で浄化槽付き住宅等を建築する者
3. 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
4. 市税等の未納がある者
5. 申請時に市外に在住で、当該年度内に小美玉市へ住民票を異動していない者
6. 補助金の交付申請手続きをせずに既に設置した場合

## 5. 設置工事をするとき

合併処理浄化槽の設置工事には、「浄化槽工事の技術上の基準」があり、茨城県知事の登録を受けた工事業者しか行うことができません。

※補助金申請の代行をお願いする場合には、金額面でトラブル等がないよう必ず代行業者もしくは工事業者と連絡を密に取り合うようお願い致します。

## 6. 手続きについて

### ●申請書の提出

受付は、受付順となりますので、必要な書類を揃えて申請してください。

受付は、当該年度の補助可能な予算に到達した時点で終了となります。

受付は、下水道課窓口への持参提出のみとなります。

(電話、FAX、郵送等による受付はしておりません。)

※申請書及び添付書類に不備がある場合は、受付できません。

### ■注意事項

(ア) 申込後の補助額の増額の変更受付できません。

(イ) 工事着工は、補助金交付決定後です。申請前に設置した場合は、交付の対象となりません。

(ウ) 受付順で審査し交付額の決定を行います。

(エ) 年度末までに完了できない場合は、申込み出来ません。

(オ) 申請書の住所と、納税証明書の住所が同じになっているか確認してください。

(カ) 申請から補助金交付決定までは、2週間程度必要となります。

**【補助金申請】**

※必ず浄化槽設置前に「高度浄化槽設置事業補助金交付申請書」により申請してください。

添付書類

- 1 設置場所の案内図、敷地内配置図及び排水経路図
- 2 設置工事費見積書（内訳がわかるもの）
- 3 浄化槽設置届出書又は明細書の写し及び建築確認通知書の写し
- 4 登録書及び登録浄化槽管理票（C票）
- 5 保証登録書
- 6 浄化槽工事業の登録、届出等を証する書面
- 7 浄化槽設備士免許状（昭和62年度以前免許取得者は特別講習会修了証書）の写し
- 8 賃貸人の承諾書（住宅等を借りている者）
- 9 単独浄化槽撤去費補助を申請する場合は、現況の配置図、排水系統図、現況写真及び撤去費見積書
- 10 その他市長が必要と認める書類  
納税証明書（市税に未納がないこと）

※既設の単独浄化槽からの高度処理型浄化槽への転換する場合の撤去費補助申請は、設置費補助金申請と同時申請になります。両方の工事が実績報告書提出期限までに完了し、使用開始できることが条件となります。

**【補助金交付決定】**

※補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」を送付します。

**【中間検査】**

※浄化槽の敷設工事時に市が現地確認検査を行います。  
敷設工事日の1週間前までに立会の連絡をお願いします。

**【実績報告書提出】**

※工事が完了しましたら速やかに「浄化槽設置事業費補助金実績報告書」の提出をお願いします。

添付書類

- 1 領収書（明細の分かるもの）の写し
- 2 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 3 浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し
- 4 施工状況写真（着工前から工事完了まで）
- 5 浄化槽設備士の証明したチェックリスト
- 6 単独処理浄化槽撤去費補助を申請した方は、産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し及び施工の状況写真（現況～撤去完了まで）
- 7 補助金の請求書
- 8 その他市長が必要と認める書類（住民票：申請時に市外在住の方）

**【検査・補助金交付確定】**

※書類の審査後に、「補助金交付確定通知書」を送付いたします。

**補助金の支払い**

※指定の口座へ振込いたします。

※本紙に記載ない点またご不明な点等ございましたら、窓口へお問合せください。